

吹田市市税等口座振替データ伝送業務仕様書

吹田市が依頼する吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務（以下「総合公金収納業務」という。）に伴う吹田市市税等口座振替データ伝送業務を依頼するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務内容

吹田市から、総合公金収納業務で利用するシステム（以下「総合公金システム」という。）を使用して、口座振替依頼データ（以下「依頼データ」という。）を受け取り、吹田市が指定する各金融機関へ振り分けた後、AnserDATAPORTを介するConnecure回線を使用した全銀TCP/IP手順・広域IP網にて伝送する。

また、各金融機関からの口座振替結果データ（以下「結果データ」という。）を同様の方法にて受信し、取りまとめた上、吹田市が総合公金システムにて受信できるように処理する。

依頼データ、結果データのレイアウトは全銀ファイルフォーマットに準ずる。（別添1 口座振替データ伝送レイアウトを参照のこと。）

※各金融機関との伝送に係る個別の設定については、必要な支援を行うこと。

※依頼データ、結果データのレイアウトは、対象科目（システム）別に、記載される内容やファイル作成方法が一部異なるので、個別に対応すること。

※依頼データ、結果データについては、対象科目別に担当部署（室課）が異なるので、担当部署（室課）以外のデータは閲覧、取得出来ないように処置を施すこと。

2 口座振替対象科目と振替日

(1) 対象科目

本業務の対象科目は次の14科目とする。

- ア 市府民税・森林環境税（普通徴収分）
- イ 固定資産税（償却資産含む）都市計画税
- ウ 軽自動車税
- エ 国民健康保険料
- オ 後期高齢者医療保険料
- カ 介護保険料
- キ 保育所保育料
- ク 留守家庭児童育成室使用料
- ケ 住宅使用料
- コ スポーツ施設使用料
- サ 幼稚園保育料
- シ 認定こども園保育料
- ス 母子父子寡婦福祉資金償還金

セ 学校給食費

(2) 振替日

- ア 市府民税・森林環境税（普通徴収分）は、6、8、10、2、3月の月末日と12月28日。
- イ 固定資産税（償却資産含む）・都市計画税は、5、7、9、2、3月の月末日と12月28日。
- ウ 軽自動車税は、5月末日のみ。
- エ 国民健康保険料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- オ 後期高齢者医療保険料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- カ 介護保険料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- キ 保育所保育料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- ク 留守家庭児童育成室使用料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- ケ 住宅使用料は、4月から翌年3月の毎月末日。
- コ スポーツ施設使用料は4月から翌年3月の毎月20日。
- サ 幼稚園保育料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- シ 認定こども園保育料は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- ス 母子父子寡婦福祉資金償還金は、4月から翌年3月の毎月末日（ただし12月は28日）。
- セ 学校給食費は、4月5日、4月25日、7月25日、8月15日、10月25日、11月15日、12月25日、1月21日、2月25日、3月15日。

※ ただし、振替日が土曜・日曜日、祝休日にあたる場合は翌開庁日（土曜・日曜日、祝休日及び12月29日～1月3日を除く月曜から金曜日）となります。

3 対象金融機関

(1) データ伝送を行う金融機関は、次の19行とする。

三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北おおさか信用金庫、みずほ銀行、京都銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、みなと銀行、紀陽銀行、南都銀行、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、尼崎信用金庫、京都信用金庫、のぞみ信用組合、近畿労働金庫、北大阪農業協同組合、ゆうちょ銀行

(2) 保育所保育料及び留守家庭児童育成室使用料は、南都銀行、京都信用金庫、のぞみ信用組合を除く16行とする。

(3) 住宅使用料は、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北おおさか信用金庫の4行とする。

(4) スポーツ施設使用料は、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北おおさか信用金庫、みずほ銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、北大阪農業協同組合の8行とする。

(5) 幼稚園保育料は、みなと銀行、南都銀行、京都信用金庫、のぞみ信用組合を除く15行とする。

- (6) 認定こども園保育料は、みなと銀行、南都銀行、京都信用金庫、のぞみ信用組合を除く15行とする。
- (7) 母子父子寡婦福祉資金は、京都銀行、みなと銀行、紀陽銀行、南都銀行、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、京都信用金庫、のぞみ信用組合を除く11行とする。
- (8) 学校給食費は、三井住友銀行、りそな銀行、北おおさか信用金庫、池田泉州銀行、ゆうちょ銀行の5行とする。

4 伝送日程

(1) 依頼データ

吹田市からの依頼データは、振替日の6営業日前14時までに総合公金システムにて伝送する。各金融機関への依頼データの伝送は、振替日の5営業日前にAnserDATA PORTを介するConnecure回線を使用した全銀TCP/IP手順・広域IP網で行うと共に、「口座振替納付書兼データ伝送連絡票」をファクシミリ等で必要に応じて送信する。

(2) 結果データ

各金融機関からの結果データは、振替日の翌営業日又は翌々営業日までに受領し、吹田市が必要とする形式に取りまとめを行う。取りまとめ後の結果データは、振替日の2営業日後までに総合公金システムで受信できるようにする。

(3) その他成果物

「口座振替件数金額チェックリスト」は依頼データ受信日と同日の15時までに、「金融機関別件数・金額一覧表」「口座振替不能者一覧」は結果データと同じ日時に総合公金システムで受信できるようにする。

なお、それぞれ出力を必要とする項目については、以下のとおり。

ア「口座振替件数金額チェックリスト」※科目別に作成

標題部 『リスト名』『処理日』『振替日』
データ部 『金融機関コード』『金融機関名』『件数』『金額』
集計部 『件数』『金額』の計

イ「金融機関別件数・金額一覧表」※科目別に作成

標題部 『リスト名』『処理日』『振替日』
データ部 『金融機関コード』『金融機関名』『振替件数』『振替金額』
『不能件数』『不能金額』『合計件数』『合計金額』
集計部 『振替件数』『振替金額』『不能件数』『不能金額』
『合計件数』『合計金額』の計

ウ「口座振替不能者一覧」※科目別に作成

標題部 『リスト名』『処理日』『振替日』
データ部 『金融機関コード』『支店コード』『種別』『口座番号』
『口座名義人』『金額』『顧客番号』『不能理由コード』
集計部 『件数』『金額』の計

5 連絡体制

双方に連絡担当者を定め、業務における連絡は担当者を通じて行う。

6 事故時の対応

- (1) 本業務の履行に際して事故、障害等が発生した場合は、直ちに吹田市へ報告すること。
- (2) 報告方法については、協議の上定めるものとする。
- (3) 報告後の事後処理については、吹田市の指示に従うこと。

7 機密の保持及び個人情報保護等

- (1) 本業務の履行に当たっては、吹田市情報セキュリティポリシー、個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守し、適切に処理するものとする。
- (2) 本業務において知り得た吹田市の機密に関する事項及び口座情報等の納税者等のプライバシーに関する事項について、契約期間中のみならず、契約終了後においても、本業務の履行にあたり必要な場合を除いて、第三者に漏らしてはならない。
また、不正利用等を防止し、個人の権利利益の侵害を防止しなければならない。

8 その他

本仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくは仕様書の定めのない事項については、吹田市と協議のうえ定めるものとする。